

第15章 警報設備の基準(危政令第21条)

警報設備の技術上の基準(危省令第36条の2～第38条)

1 警報設備の設置区分(危省令第38条第1項)

区分	製造所等の区分	施設規模等
自動火災 報知設備	製造所 一般取扱所	10倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 延べ面積500㎡以上のも ② 100倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの(高引火点危険物を100度未満で取り扱うものを除く。) ③ 他用途を有する建築物に設けるもの(開口部のない隔壁で区画されたものを除く。)
	屋内貯蔵所	10倍以上の危険物を貯蔵するもので、 ① 100倍以上の危険物を貯蔵するもの(高引火点危険物を除く。) ② 第2類、第4類の危険物(引火性固体、引火点70度未満を除く。)以外のものを貯蔵する次のもの ア 延べ面積が150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに不燃区画があるものを除く。) イ 他用途を有する建築物に設けるもの(開口部のない隔壁で区画されたもの、を除く。) ③ 第2類、第4類の危険物(引火性固体、引火点70度未満を除く。)のみを貯蔵する延べ面積500㎡以上のも ④ 軒高が6m以上の平屋建てのもの
	屋内タンク 貯蔵所	平家建以外の建築物で、10倍以上の危険物(第6類、高引火点危険物を100度未満で貯蔵するものを除く。)を貯蔵するもので、 ① 液表面積40㎡以上のも ② 高さ6m以上のも ③ 引火点70度未満のもの(他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。)
	給油取扱所	10倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 一方開放型屋内給油取扱所 ② 上部こ上階を有する屋内給油取扱所
加入電話 非常ベル装置 拡声装置 警鐘	上記以外のもので、10倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの(移動タンク貯蔵所を除く。)	
—	上記以外のもの	

## 2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくとも、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設(危省令第38条第1項第1号)以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危省令第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

## 3 自動火災報知設備の基準

危省令第38条第2項の規定のほか次によること。(H1 危24)

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。